

新たな重点対策について



対象	番号	名称	実施の判断基準
全事業者	1	脱炭素経営に関する取組の実施	①SBT、②RE100、③RE Action、④GXリーグへの参画、 ⑤グリーン経営認証、⑥その他横浜市が認めた脱炭素経営に関する取組 ※①から⑥のいずれかに参画等していること。
	2	サプライチェーン排出量の削減計画の策定	①サプライチェーン排出量を算定している。 ②サプライチェーン排出量の削減目標を設定している。 ③サプライチェーン排出量の削減目標を達成するための施策を立案している。 ※①から③の全てを実施していること。
	3	脱炭素に向けた調達方針の策定	①サプライヤーに対する調達方針を策定し、公表している。 ②サプライヤーに対する調達方針に沿って調達している。 ※①と②の両方を実施していること。
	4	環境配慮製品・サービス等の開発・製造及び提供	①地球温暖化対策に寄与する環境配慮製品・サービス等の製造・提供等を行っている。 ② ①の製品・サービス等が地球温暖化対策に貢献できる二酸化炭素量を推計している。 ③地球温暖化対策に寄与する環境配慮製品等を研究・開発する事業に参画している。 ※①と②の両方又は③を実施していること。
	5	エネルギー消費効率の高い建築物の導入	①ZEBに適合した建築物、またはZEBに準拠した建築物を保有している。 ②ZEBに適合した建築物、またはZEBに準拠した建築物にテナントとして入居している。 ※①又は②のうちいずれか1つを実施していること。
	6	サステナブルファイナンスの実施	①サステナビリティ・リンク・ローン又はグリーンローンの融資を受けている。 ②サステナビリティ・リンク・ボンド又はグリーンボンドの債券を発行している。 ※①又は②のうちいずれか1つを実施していること。
	7	LED照明の導入	①事業所に設置する照明器具をLED照明としている。 ※事業所に設置する照明器具の100%をLED照明としていること。
該当事業者 第1号及び 第2号	8	電力需給バランス調整への寄与	①小売電気事業者やアグリゲーターが提供するDR(デマンドレスポンス)に参加し、DR対応を行った実績がある。 ②アグリゲーターが提供するVPP(Virtual Power Plant:仮想発電所)に参加している。 ※①又は②のうちいずれか1つを実施していること。

番号	名称	対象事業者
1	脱炭素経営に関する取組の実施	全ての事業者
実施の判断基準	①SBT、②RE100、③RE Action、④GXリーグへの参画、⑤グリーン経営認証、⑥その他横浜市が認めた脱炭素経営に関する取組	
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・①から⑥のいずれかに参画等していること。 ・グリーン経営認証は、方針・目標等に温室効果ガス排出削減の中長期目標を設定していること。 ・⑥については、横浜市SDGs認証制度「Y-SDGs」(「気候変動(脱炭素)への取組」の目標を設定していること)と横浜市「脱炭素取組宣言制度」の両方に対応していること等を想定。 ・法令等による義務対象を除く。 ・親会社等の取組に自社が含まれている場合には、親会社等の取組でも可。 	

OSBT

パリ協定が求める水準と整合した、企業が設定する温室効果ガス排出削減目標のこと。持続可能な企業であることをステークホルダーに対して分かり易くアピールできる。

ORE100

事業を100%再エネ電力で賄うことを目標とする企業連合のこと。投資家からのESG投資の呼び込みや化石燃料によるリスク回避などがメリットとして挙げられている。

ORE Action

RE100と同じく再エネ100%を目指す日本独自の取組。RE100の参加要件の対象とならない日本企業や自治体等が参加可能。

OGXリーグ

カーボンニュートラルへの移行に向けた挑戦を果敢に行い、国際ビジネスで勝てる企業群が、GXを牽引する枠組み。自主的な排出量取引(GX-ETS)、新市場創造に向けて官と民でのルール形成などを行っている。なお、排出量取引制度については、2026年度から本格稼働となり、大企業の参加義務化や個社の削減目標の認証制度の創設を視野に法定化が国において検討されている。

○グリーン経営認証

環境保全を目的にした取り組みを行っている運輸事業者(トラック、バス、タクシー、旅客船、内航海運、港湾運送、倉庫)に対する認証制度。グリーン経営推進マニュアルに基づく事業者の環境改善の努力を客観的に証明し公表することにより、取り組み意欲の向上を図り、あわせて認証事業者に対する社会あるいは利用者の理解と協力を得て、運輸業界における環境負荷の低減につなげていくための制度。

○横浜市SDGs認証制度「Y-SDGs」

環境、社会、ガバナンス及び地域の4つの分野、30項目で評価を実施し、各評価項目における取組状況によって、**3つの区分で横浜市において認証する制度**。持続可能な経営・運営への転換、新たな顧客や取引先の拡大、さらには、投資家や金融機関がESG投資等の投融資判断への活用につなげることを目指すもの。

○横浜市「脱炭素取組宣言制度」

2050年カーボンニュートラルの達成に向けて**脱炭素化に取り組むことを宣言すること**で、横浜市作成のPRツールの活用や市内中小企業向けの省エネ診断の受診や設備投資の補助制度を活用することができるようになる制度。

【取組例】

- ・親会社がSBT認定を取得しており、親会社のグループ会社である自社もSBT認定の範囲に含まれている。
- ・GXリーグに参画し、製品の製造プロセスにおけるエネルギー効率の向上とCO₂排出削減を目指している。
- ・燃費改善のためのエコドライブ教育の実施、低公害車の導入等により、CO₂排出量を削減し、グリーン経営認証を取得した。

【参考HPなど】

- ・SBT、RE100、RE Actionについて

[https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply chain/gvc/decarbonization 04.html](https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply_chain/gvc/decarbonization_04.html)

(グリーンバリューチェーンプラットフォーム 環境省HP)

- ・GXリーグについて

<https://gx-league.go.jp/>

- ・グリーン経営認証

<https://www.green-m.jp/index.html>

- ・横浜市SDGs認証制度「Y-SDGs」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/ondanka/futurecity/y-sdgs/ysdgs1.html>

- ・横浜市「脱炭素取組宣言制度」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kigyoshien/decarbonization/datsutansosengen.html>

番号	名称	対象事業者
2	サプライチェーン排出量の削減計画の策定	全ての事業者
実施の判断基準	①サプライチェーン排出量を算定している。 ②サプライチェーン排出量の削減目標を設定している。 ③サプライチェーン排出量の削減目標を達成するための施策を立案している。	
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・①から③の全てを実施していること。 ・「削減計画」とは、削減目標及び目標を達成するための施策が示されたものであり、計画書としてまとめられたものでなくても可。 ・親会社等の取組に自社が含まれている場合には、親会社等の取組でも可。 	

○サプライチェーン排出量

自社内における直接的な排出だけでなく、**自社事業に伴う間接的な排出も対象とし**、事業活動に関係するあらゆる排出を合計した排出量を指す。原材料調達・製造・物流・販売・廃棄など、一連の流れ全体から発生する温室効果ガス排出量のこと。

サプライチェーン排出量 = **Scope1排出量** + **Scope2排出量** + **Scope3排出量**



Scope1: 事業者自らによる温室効果ガスの直接排出(燃料の燃焼、工業プロセス)

Scope2: 他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出

Scope3: Scope1、Scope2以外の間接排出(事業者の活動に関連する他社の排出)

【取組例】

・自社の排出量であるScope1、Scope2排出量に加え、Scope3のカテゴリー1、カテゴリー4、カテゴリー5、カテゴリー9、カテゴリー11、カテゴリー12を対象に排出量の算定を行い、2030年までのサプライチェーン全体の排出量、削減目標を設定し、目標達成のための施策を立案、その施策を実行している。

【参考】Scope3の15のカテゴリ分類

Scope3カテゴリ		該当する活動(例)
1	購入した製品・サービス	原材料の調達、パッケージングの外部委託、消耗品の調達
2	資本財	生産設備の増設(複数年にわたり建設・製造されている場合には、建設・製造が終了した最終年に計上)
3	Scope1,2に含まれない燃料及びエネルギー活動	調達している燃料の上流工程(採掘、精製等) 調達している電力の上流工程(発電に使用する燃料の採掘、精製等)
4	輸送、配送(上流)	調達物流、横持物流、出荷物流(自社が荷主)
5	事業から出る廃棄物	廃棄物(有価のものは除く)の自社以外での輸送(※1)、処理
6	出張	従業員の出張
7	雇用者の通勤	従業員の通勤
8	リース資産(上流)	自社が賃借しているリース資産の稼働 (算定・報告・公表制度では、Scope1,2 に計上するため、該当なしのケースが大半)
9	輸送、配送(下流)	出荷輸送(自社が荷主の輸送以降)、倉庫での保管、小売店での販売
10	販売した製品の加工	事業者による中間製品の加工
11	販売した製品の使用	使用者による製品の使用
12	販売した製品の廃棄	使用者による製品の廃棄時の輸送(※2)、処理
13	リース資産(下流)	自社が賃貸事業者として所有し、他者に賃貸しているリース資産の稼働
14	フランチャイズ	自社が主宰するフランチャイズの加盟者のScope1,2 に該当する活動
15	投資	株式投資、債券投資、プロジェクトファイナンスなどの運用
その他(任意)		従業員や消費者の日常生活

【参考HPなど】

・サプライチェーン排出量全般

https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply_chain/gvc/estimate.html

(グリーンバリューチェーンプラットフォーム 環境省HP)

番号	名称	対象事業者
3	脱炭素に向けた調達方針の策定	全ての事業者
実施の判断基準	①サプライヤーに対する調達方針を策定し、公表している。 ②サプライヤーに対する調達方針に沿って調達している。	
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・①と②の両方を実施していること。 ・親会社等の調達方針が自社にも適用されている場合には、親会社等の方針に沿って調達していることでも可。 <p>※サプライヤー⇒企業活動に必要な原材料や資材、サービスなどを供給する売り手のこと。</p> <p>※調達方針⇒企業が物品やサービスを調達する際の基本的な考え方や目指す方向を示すもの。例えば、欧州の自動車業界では、サプライヤーに対して100%再エネを使用した生産を義務化する、GHG排出量を契約の際の重要な基準とするなどの取組が行われている。</p>	

【取組例】

- ・グループ会社の調達方針を策定、HPで公表し、すべてのサプライヤーに調達方針の遵守を求めている。
- ・主要なサプライヤーを対象とした調達方針の説明会を年に1回開催し、自社の調達方針や環境目標をサプライヤーと共有している。

【参考HPなど】

https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply_chain/gvc/files/guide/VC_guide.pdf
 (バリューチェーン全体の脱炭素化に向けたエンゲージメント実践ガイド 環境省HP)

番号	名称	対象事業者
4	環境配慮製品・サービス等の開発・製造及び提供	全ての事業者
実施の判断基準	①地球温暖化対策に寄与する環境配慮製品・サービス等の製造・提供等を行っている。 ② ①の製品・サービス等が地球温暖化対策に貢献できる二酸化炭素量を推計している。 ③地球温暖化対策に寄与する環境配慮製品等を研究・開発する事業に参画している。	
留意事項	<p>・①と②の両方又は③を実施していること。</p> <p>・第3号該当事業者においては、輸送の効率化等の自社における排出量を削減する取組を含めても可。ただし、その取組が必要側の環境配慮サービス等の選択に寄与するものであること。</p> <p>※環境配慮製品・サービス等⇒そのライフサイクルの各段階(原材料調達、製造、使用、廃棄等)において、環境への負荷の低減に資する製品・サービス等のこと。(国等における環境物品等の調達の推進等に関する法律第2条の定義によるもの)</p>	

【取組例】

- ・使用済みのペットボトルを再利用した衣料品を製造し、再利用によるCO₂削減量を表示して販売している。
- ・製品の設計段階で、製品のライフサイクル全般にわたって環境への影響を考慮した設計を行い、従来製品と比較した製造、使用、廃棄等時のCO₂削減量を推計している。
- ・タクシー利用者に対する脱炭素化の意識向上のために、利用者に対してEVタクシーを利用した時にEVでないタクシーと比較したCO₂削減量を表示するサービスを提供している。
- ・トラック中心の輸送形態から、鉄道・船舶を利用した輸送形態へ切り替えるモーダルシフトにより、CO₂排出削減に貢献する輸送サービスを提供している。

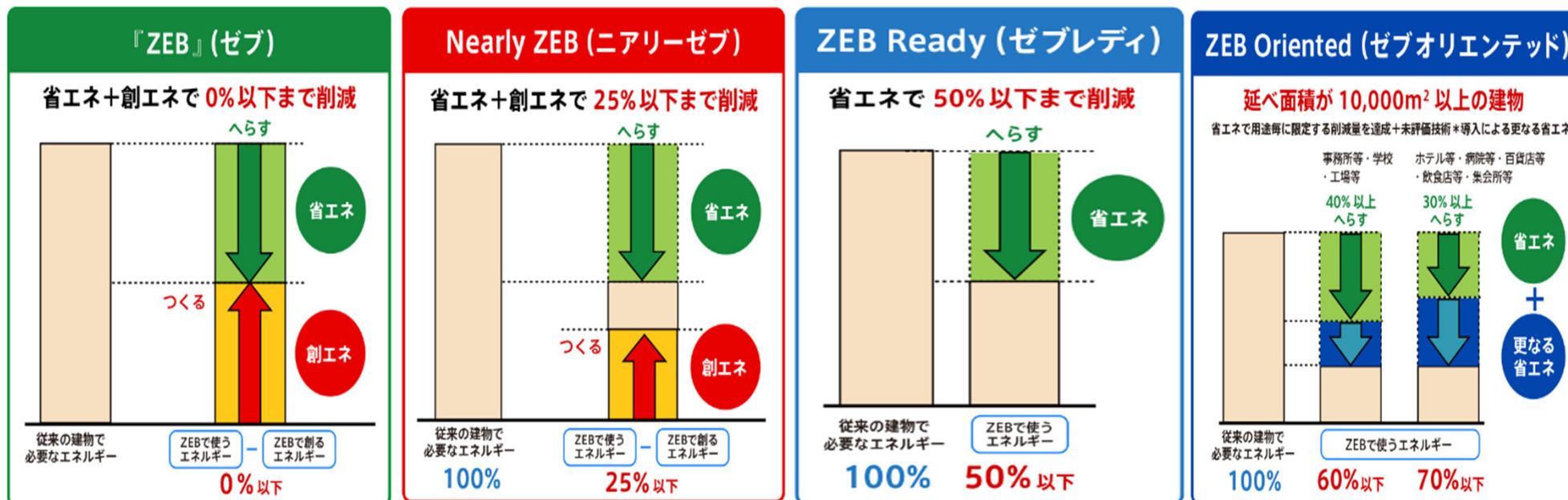
【参考HPなど】

<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/index.html>

(グリーン購入法.net 環境省HP)

番号	名称	対象事業者
5	エネルギー消費効率の高い建築物の導入	全ての事業者
実施の判断基準	①ZEBに適合した建築物、またはZEBに準拠した建築物を保有している。 ②ZEBに適合した建築物、またはZEBに準拠した建築物にテナントとして入居している。	
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・①又は②のうちいずれか1つを実施していること。 ・ZEBの категорияとして、Nearly ZEB、ZEB Ready、ZEB Orientedも含む。 ・BELS認証の場合、エネルギー消費性能☆5以上を対象とする。 ・CASBEE横浜の場合、評価項目のうち建築物の省エネルギー性能がレベル3以上を対象とする。 ・実施状況の報告時点で対象となる建築物が完工していること。 ・横浜市内の事業所に限る。 	

OZEB(Net Zero Energy Building: ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)の定義



*WEBPROにおいて現時点で評価されていない技術

OBELS認証

建築物の省エネ性能を表示する**第三者認証制度の1つ**で、一般社団法人 住宅性能評価・表示協会が運営している。「BELS」は、同協会に登録された登録BELS機関が省エネ性能を客観的に評価。一次エネルギー消費量をもとに**6段階の星マーク**で表示している。

OCASBEE横浜

横浜市建築物環境性能表示制度のこと。室内環境、機能性、景観、エネルギー、環境負荷など、**建築物の総合的な環境性能を評価**したもの。レベル1～5の5段階で評価し、総合評価を【S、A、B+、B-、C】の5段階で行う。

【取組例】

- ・建築物を新築する際は、ZEB Ready以上とすることを会社の方針として掲げており、横浜市内にもZEBに適合した建築物を保有している。
- ・既存建物において、空調容量の最適化や、全熱交換器やLED照明の導入など、設備更新のみでZEB Ready認証を取得した。

【参考HPなど】

- ・ZEBについて
<https://www.env.go.jp/earth/zeb/index.html>(環境省 ZEB PORTAL)
- ・BELS認証について
<https://www.hyokakyoukai.or.jp/bels/bels.html>(一般社団法人 住宅性能評価・表示協会HP)
- ・CASBEE横浜について
<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/kankyo-shoene/casbee/>
(横浜市HP)

番号	名称	対象事業者
6	サステナブルファイナンスの実施	全ての事業者
実施の判断基準	①サステナビリティ・リンク・ローン又はグリーンローンの融資を受けている。 ②サステナビリティ・リンク・ボンド又はグリーンボンドの債券を発行している。	
留意事項	・①又は②のうちいずれか1つを実施していること。 ・親会社等の取組に自社が含まれている場合には、親会社等の取組でも可。	

○サステナビリティ・リンク・ローン

借り手が野心的かつ事前に定められたサステナビリティ・パフォーマンス・ターゲット(SPTs)を達成することを奨励するローンのこと。借り手がサステナビリティに関する野心的な目標を掲げ取り組んでいること、また、環境・社会面で持続可能な経済活動の推進に関して積極的であることをアピールすることができる。

○グリーンローン

企業や地方自治体等が、**国内外の環境改善活動(グリーンプロジェクト)**に要する資金を調達する際に用いられる融資のこと。**調達資金の融資対象がグリーンプロジェクトに限定されている**ため、グリーンローンによる資金調達により、グリーンプロジェクト推進に関し積極的であることをアピールすることができる。

○サステナビリティ・リンク・ボンド

企業等の債券の発行体が事前に設定したサステナビリティ/ESG目標の達成状況に応じて、財務的・構造的に変化する可能性のある債券の総称。**借り入れた資金の使い道に制限はない。**

○グリーンボンド

企業等の発行体が、国内外の**適格な環境改善活動(グリーンプロジェクト)**に要する資金を調達するために発行する債券のこと。**調達した資金は、環境改善活動(グリーンプロジェクト)のみに限定される。**

【参考HPなど】

<https://greenfinanceportal.env.go.jp/>(環境省 グリーンファイナンスポータル)

番号	名称	対象事業者
7	LED照明の導入	全ての事業者
実施の判断基準	①事業所に設置する照明器具をLED照明としている。	
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所に設置する照明器具の100%をLED照明としていること。 ・横浜市内の事業所に限る。 	

○横浜市におけるLEDの導入加速

公共施設へのLED等高効率照明の導入について、当初目標を2030年度までに100%とする。

⇒令和7年度横浜市予算案において、全ての公共施設のLED化に係る目標の前倒しを公表。

○一般照明用の蛍光灯の製造・輸出入の2027年末までの廃止

令和5年10月にスイス・ジュネーブにて開催された、「水銀に関する水俣条約第5回締約国会議」で全ての一般照明用の蛍光灯について、2027年末までに製造及び輸出入の禁止が決定。

⇒今後、新規で製造などがされなくなり、在庫分の価格の上昇が予想されるため、計画的なLED導入が必要。

【参考HPなど】

<https://shift.env.go.jp/navi/measure>（環境省 SHIFT事業HP）

番号	名称	対象事業者
8	電力需給バランス調整への寄与	第1号、第2号 該当事業者
実施の 判断基準	①小売電気事業者やアグリゲーターが提供するDR(デマンドリスポンス)に参加し、DR対応を行った実績がある。 ②アグリゲーターが提供するVPP(Virtual Power Plant:仮想発電所)に参加している。	
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・①又は②のうちいずれか1つを実施していること。 ・②の場合、アグリゲーターとしての参加も可。 ・横浜市内の事業所に限る。 	

○アグリゲーター

電力を使用する需要家が持つエネルギーリソースを束ね、**需要家と電力会社**の間に立って、電力の需要と供給のバランスコントロールや、各需要家のエネルギーリソースの最大限の活用に取り組む事業者のこと。「**特定卸供給事業者**」と呼ばれる。主な役割は以下の3点。

- ・**余剰電力の取引**⇒余剰電力を集めて電力会社に売却し、売却による利益の一部を発電事業者や需要家に還元。
- ・**電力需要の制限**⇒発電された電気を効率よく運用し、発電の無駄をなくすために個人や法人などの需要家に節電を促したり、遠隔から電力の制御を行う。
- ・**再エネなどの新たな電力需要の創出**⇒アグリゲーターが発電量と需要の管理・制御を実施することで、適切な量の再生可能エネルギー設備を運営することができ、結果として、再生可能エネルギーの普及促進につながる。

【取組例】

- ・アグリゲーターが実施する上げDRの要請に対応するために、自社の発電設備を稼働し、発電した電気を活用した。
- ・事業所の稼働時間を調整し、アグリゲーターからの下げDRの要請に対応した。
- ・災害時の避難場所となるスペースに蓄電池などの非常用電源を設置し、平常時はVPPとして運用している。

ODR(ディマンドリスポンス)

需要家側エネルギーリソースの所有者もしくは第三者が、そのエネルギーリソースを制御することで、電力需要パターンを変化させること。電力の需要(消費量)と供給(発電量)のバランスを保つことを目的とした取り組み。需要制御のパターンには、需要量を増やす「**上げDR**」と、需要量を減らす「**下げDR**」の2つのパターンがある。

上げ DR

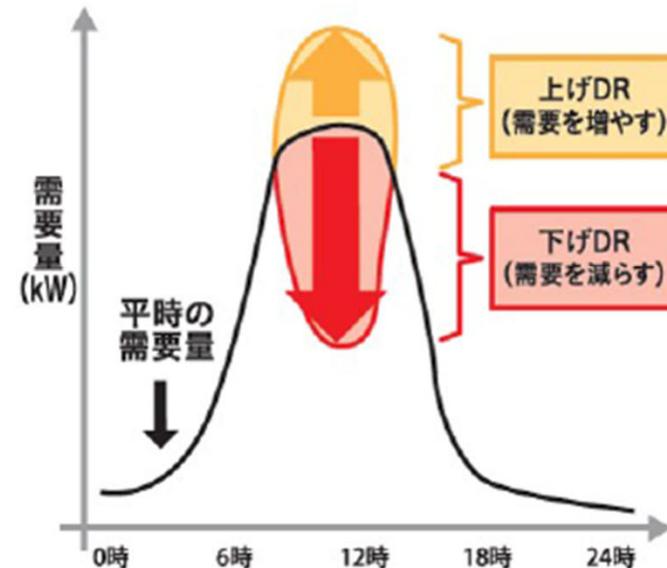
DR 発動により電気の需要量を増やします。

例えば、再生可能エネルギーの過剰出力分を需要機器を稼働して消費したり、蓄電池を充電することにより吸収したりします。

下げ DR

DR 発動により電気の需要量を減らします。

例えば、電気のピーク需要のタイミングで需要機器の出力を落とし、需要と供給のバランスを取ります。



資源エネルギー庁HPより

【参考HPなど】

https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electricity_measures/dr/list.html#k

(資源エネルギー庁HP デマンド・リスポンス(DR)実施事業者一覧)

○需要制御の方法

①電気料金型(電気料金設定により電力需要を制御する)と、②インセンティブ型(需要家が電力会社などの要請に応じて電力需要の抑制等をするにより対価を得る)の2つに区分される。

電気料金型ディマンド・レスポンス

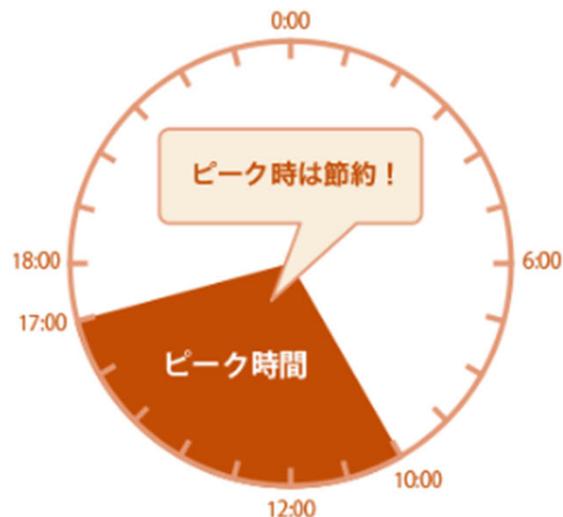
ピーク時に電気料金を値上げすることで、各家庭や事業者に電力需要の抑制を促す仕組み

メリット

比較的簡便であり、大多数に適用可

デメリット

時々の需要家の反応によるため、効果が不確実



インセンティブ型ディマンド・レスポンス (ネガワット取引)

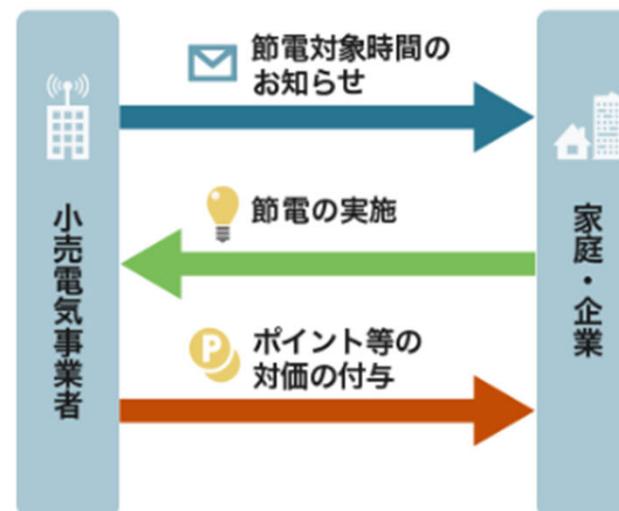
電力会社との間であらかじめピーク時などに節電する契約を結んだ上で、電力会社からの依頼に応じて節電した場合に対価を得る仕組み

メリット

契約によるため、効果が確実

デメリット

比較的手間がかかり、小口需要家への適用が困難



OVPP(Virtual Power Plant:仮想発電所)

小規模の電源設備をまとめて管理し、全体として発電所のような機能を得るシステムのこと。

